

令和6年1月19日
国土交通省海事局

海上運送法施行規則の一部を改正する省令案
に対する意見募集の結果について

国土交通省では、令和5年11月1日から令和5年12月1日まで、海上運送法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、11件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

(1) 募集期間

令和5年11月1日（水）から令和5年12月1日（金）

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

(3) 意見提出方法

電子メール及び郵送

2. 意見の数

提出意見数 11件

3. お問い合わせ先

国土交通省海事局内航課

（直通）03-5253-8622

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

※ 提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。

また、今回の意見募集の対象と直接関係がないと考えられる御意見は除いています。

ご意見の概要	考え方
<p>法令化に当たっては、実際上の知識を十分有する関係者の意見を聞くべき。</p>	<p>昨年の知床遊覧船事故を踏まえ、実際に旅客船を運航する事業者はもちろんのこと、船舶工学、海難救助、海事法制、船員養成等の有識者を委員とする知床遊覧船事故対策検討委員会において、総合的な安全・安心対策の検討を行いました。本省令は、その実施に当たって省令改正が必要な事項を措置するものです。</p>
<p>1. 総論について この省令改正について、船員の声が全く反映されていない。今回の省令の改正にあたり、知床遊覧船事故対策検討委員会のとりまとめに基づき出されたものと思われるが、その委員会において旅客船運航に携わる船員として立場のある委員が参加していないこと事態自体が大きな問題であると同時に不信感を抱かざるを得ない。船員としての実務経験がない方々のみで委員会を構成し、審議の過程においても意見表明の機会を与えず、委員会で取りまとめた報告書の内容についても説明がないことについては極めて遺憾であり、今回の規制見直しの実効性にも疑念が生じると言わざるを得ない。</p>	<p>1. 総論について 昨年の知床遊覧船事故を踏まえ、船舶工学、海難救助、海事法制、船員養成等の有識者を委員とする知床遊覧船事故対策検討委員会において、総合的な安全・安心対策の検討を行いました。その中間とりまとめなどの節目にあつては、船員側の委員にも参画いただいている交通政策審議会海事分科会船員部会において説明を行い、ご意見を頂戴しております。本省令は、この総合的な安全・安心対策の実施に当たって省令改正が必要な事項を措置するものです。 人命を第一に、旅客船の安全・安心対策に万全を期していくための措置であり、ご理解いただきますよう、お願いいたします。</p> <p>2. 輸送の安全にかかわる情報の公表について 安全統括管理者に係る情報及び運航管理者に係る情報については、個人情報保護の観点から、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる情報を公表対象から除く旨を省令上規定することとしました。具体的な記載内容については、別途周知します。</p>

<p>2. 輸送の安全にかかわる情報の公表について</p> <p>安全統括管理者及び運航管理者の個人情報がインターネットにより不特定多数にさらされることとなり、個人情報保護法の観点からも到底容認できるものではない。</p>	
<p>「輸送の安全にかかわる情報の公表」に関し、人の運送をする船舶運航事業者は「安全管理規程」「安全統括管理者に係る情報」「運航管理者に係る情報」をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととするものとされているが、これらの情報は、現行規則に基づき既に地方運輸局等に提出済みであり、各地方運輸局等において一括して公表すればよいのではないか。</p>	<p>安全統括管理者等に係る情報については、個人情報保護の観点から、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる情報を公表対象から除く旨を省令上規定することとしました。具体的な記載内容については、別途周知します。</p> <p>なお、「輸送の安全にかかわる情報の公表」については、現行制度においても、各事業者において安全管理規程等を公表することとしており</p> <p>(https://www.mlit.go.jp/common/001012577.pdf 13 枚目)、今回の改正は、これを省令上明確化したものです。事業者による安全情報の公表は、事業者自身が「輸送の安全の確保」に関する具体的な取組みを利用者に明らかにさせることを通じて、事業者が平時から「輸送の安全の確保」に対する意識を高めるとともに、具体的な取組みを促進することも目的とした制度ですので、この趣旨をご理解いただき、各事業者において情報の公表に努めていただきますようお願いいたします。</p>
<p>「輸送の安全にかかわる情報の公表」に関し、安全統括管理者及び運航管理者に係る情報については、個人情報保護の観点から、氏名のみにとどめることとし、その他の情報（例えば、年齢、住所等）の公表は不要とすることとしていただきたい。</p>	<p>安全統括管理者等に係る情報については、個人情報保護の観点から、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる情報を公表対象から除く旨を省令上規定することとしました。具体的な記載内容については、別途周知します。</p>
<p>「輸送の安全にかかわる情報の公表」に関し、人の運送を</p>	<p>「輸送の安全にかかわる情報の公表」については、現行制度においても、各事業者において安全</p>

する船舶運航事業者は安全管理規程等を公表しなければならないとされているが、運航基準については運航事業者や使用船舶等によってその基準が異なる。このため、同一港湾から出港する船舶で基準が異なる場合は、より厳しい基準を採用している運航事業者は利用者の理解が得られず、利用客を遺失するとともに、利用者の混乱を招くことが大いに懸念される。安全管理規程本体においては、運航の可否も含め運航に係る経営トップの責任や安全確保のための取組が定められていることから、当該情報の公表にあたっては、安全管理規程本体のみの公表としていただき、安全管理規程の附属文書である「運航基準」については公表対象外としていただきたい。

「輸送の安全にかかわる情報の公表」に関し、運航基準を公表した場合、利用者がハンディタイプの風速計で計測し基準値を越えているのではないのかといったクレームが発生してしまう恐れがある。また、航路によってフェリー各社で運航基準が全て同じではないため、基準値を公表すると誤解を生じ、細かな電話相談での対応が困難となる恐れがある。台風の接近で安全運航上欠航を決めたとしても、気象予想

管理規程等を公表することとしています
(<https://www.mlit.go.jp/common/001012577.pdf> 13 枚目)。今回の改正は、これを省令上明確化したものですので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

「輸送の安全にかかわる情報の公表」については、現行制度においても、各事業者において安全管理規程等を公表することとしています
(<https://www.mlit.go.jp/common/001012577.pdf> 13 枚目)。今回の改正は、これを省令上明確化したものですので、公表にご理解いただきますよう、お願いいたします。

<p>値で基準値を超えていないではないかといった問い合わせも生じ得る。</p> <p>公表するのはあくまでも安全方針程度の内容に止めていただきたい。</p>	
<p>「輸送の安全にかかわる情報の公表」に関し、安全管理規程をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととされているが、安全管理規程のどこまでの範囲の公表を想定しているのか。運航基準等の数値基準を含め全てを公表するとなった場合、悪意を持った第三者からのクレーム対象となることが想定される。安全管理規程の公表の範囲は必要最小限のものとし、少なくとも運航基準等の数値基準については公表の対象外としていただきたい。</p>	<p>「輸送の安全にかかわる情報の公表」については、現行制度においても、各事業者において安全管理規程等を公表することとしています （https://www.mlit.go.jp/common/001012577.pdf 13 枚目）。今回の改正は、これを省令上明確化したものですので、公表にご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、ご指摘のようなクレームのリスクにも鑑み、現行制度においても、個人情報については公表の対象外としており、今後も対象外とする予定としております。</p>
<p>1.輸送の安全にかかわる情報の公表について 公表を義務付ける情報には、個人情報や、企業情報は除かれることを明らかにするようお願いしたい。</p> <p>2.旅客名簿の作成、記載について 各航海の正確な発着日時は航海日誌で記録されることとなっているため、記載事項から乗下船の日時を削除するようお願いしたい。</p>	<p>1.輸送の安全にかかわる情報の公表について 安全統括管理者等に係る情報については、個人情報保護の観点から、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる情報を公表対象から除く旨を省令上規定することとしました。具体的な記載内容については、別途周知します。</p> <p>2.旅客名簿の作成、記載について 今回の旅客名簿の主たる目的は、行方不明者等の身元の早期特定を行うことです。このため、旅客名簿の備置場所を陸上へと見直すとともに、何日の何時発のどの便に搭乗した旅客の名簿であるか明らかにするため、乗船日時の記載を求めています。</p> <p>一方、下船の日時は記載を求めず、下船港のみ記</p>

	<p>載を求めることとします。</p> <p>航海日誌は船長が航海終了後に完成し、船内に備え置かれるものであるため、航海中を含む海難事故による行方不明者等の早期特定という今回の旅客名簿の目的上、航海日誌により代替することは困難と考えております。</p>
<p><1 件目></p> <p>・年齢、年齢区分（大人、子供及び幼児の区分をいう。）または生年月日について、これらの事項（年齢、年齢区分、生年月日）のいずれか一つが記載されていれば良いとの理解でよいか。</p> <p><2 件目></p> <p>・乗船の日時及び港並びに下船の日時及び港について、記載すべき日時は定刻の入出港時刻でよいか。</p> <p><3 件目></p> <p>・海難その他非常の場合における解除等の支援の要否について、支援とは、歩行や視聴覚など身体的な部分の支援との理解でよいか。</p> <p>また、弊社では乗船名簿をインターネット予約時の登録情報と連携し電子化している都合から、本件に対応するためにはシステム改修が必要であるが、その場合、施行日に間に合わない事が想像されるが、猶予期間はないのか。</p>	<p><1 件目></p> <p>そのとおりです。</p> <p><2 件目></p> <p>乗船の日時として記載いただく時間は旅客が搭乗した船舶を特定するためのものですので、定刻の出港時刻で構いません。また、下船の日時は、記載を求めないこととしました。</p> <p><3 件目></p> <p>支援の要否については、非常時の介助等の要否を乗船時に把握し、適切な避難誘導につなげるために記載を求めているものです。このため、狭義の身体的な部分に限らず、広く支援の要否を記載いただくことを想定しています。ご意見いただいたケースとしては現状、インターネット予約時の登録情報として支援の要否の確認をされていないものと推察しますが、その場合には、システム改修等がなされるまでの間、お手数ですが旅客保護の必要上、乗船時に支援の要否を確認いただき、確認された事項について書面で記録する等の代替措置を講じていただきますようお願いいたします。</p>
<p>（1）旅客名簿の性別欄について</p> <p>性別は特にトランスジェンダーの方にとって機微な個人情報である一方、万一の遭難</p>	<p>（1）旅客名簿の性別欄について</p> <p>旅客名簿の主たる目的は、行方不明者等の身元特定を迅速に行うことです。この観点から記載事項とする事項を整理しており、性別は迅速な個人の識別に重要な要素となるため、記載事項としてお</p>

事故の際の身元の特定を円滑に行うために求められているものと理解。

ただし、海外からの旅行者の中には母国の政府からパスポートの性別欄を男(M)女(F)いずれでもないX（エックス）などで発行されている人もいること、国内外で性自認が男女どちらでもないノンバイナリー（X ジェンダー、中性、無性など）を自認する人もいることを踏まえ、氏名等他の記載事項が網羅されている場合には、各事業者には性別欄への男女以外の記載あるいは不記載を理由に乗船拒否等を行わないことが合理的配慮措置として求められる。

このため、国土交通省として人権を尊重した柔軟な運用を指導いただくよう、要望する。

（２）旅客名簿の留意点について

氏名等の個人情報個人情報保護法により、事業者には保護することが求められていることから、事業者が誤解なく適切に旅客名簿を扱うよう、

《》内を削除することを要望する。

○ 旅客名簿は記載が簡易なものであり、かつ《上記以外の記載事項がある場合には、》旅客の個人情報の保護に留意されたものでなければならないものとする。

ります。

他方、性別の記載については、十分な配慮が必要と考えており、ジェンダーアイデンティティ等の多様性に関するご指摘のケースにおいては、基本的には氏名等他の記載（個人識別）事項が網羅されることを前提に、ご本人の意向に沿った記載がなるべくできるよう、例えば、性別として記載する内容に関して明確にするための注意書き・注釈を盛り込むことなどにより、旅客の立場に立った配慮を検討してまいります。

（２）旅客名簿の留意点について

ご指摘のとおり、旅客の氏名等の情報は個人情報として保護されるべきものであり、ご指摘いただいた規定部分を削除し、誤解が生じないようにすることとしました。

旅客名簿の作成等（新設）について

旅客名簿の作成にあたっては、現状においても窓口が混雑し、お客様対応が大変な状況にある中、旅客名簿の作成が必要となることでインバウンド客等、記入に時間を要し、乗船できないお客様も出てくるおそれがあることに鑑み、次のとおり記載事項の簡素化をしてもらいたい。

- ・名簿記載対象の限定（一般客全員ではなく、グループ代表のみの記載）

- ・記載事項の簡略化（住所は都道府県・名前は苗字のみ・合計人数・代表者の電話番号にするなど）

- ・団体客の場合の記載免除（旅行業者で旅客を把握するため）

旅客名簿の作成等（新設）について

旅客名簿は、行方不明者等の身元特定を迅速に行うことを主たる目的に、求めることとしております。このため、個々人の特定につながる情報を記載いただく必要があり、氏名、年齢、性別、住所、乗船日時及び下船の港等を記載事項としております。

このため、住所は都道府県のみ、氏名は名字のみといった記載事項の簡素化は行方不明者等の身元特定を難しくするため困難ですが、旅客名簿の作成にあたっては、WEB 経由の予約情報や旅行会社経由で入手する予約者リストも活用した電子的方法による旅客名簿の作成、あるいは書面と電子的方法の併用による作成も、搭乗船舶と旅客の紐付け等が可能であることを前提に可としている旨を通知により明らかにする予定です。

このような手法も活用しながら作成等をお願いいたします。